

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月25日認可した。

平成28年1月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中空地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）内新開地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小原若池地区
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）打出湧地区